

那 霸 市 公 報

号外第682号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例(経営企画室)	631
那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(人事課)	633
那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(市民協働推進課)	636
那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例(子育て応援課)	639
那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(子育て応援課)	642
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(区画整理課)	645
政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(秘書広報課)	648

規 則

那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則(市民協働推進課)	650
那覇市こども政策審議会規則(こども政策課)	652
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(出納室)	655
那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(子育て応援課)	658
那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(子育て応援課)	668

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (秘書広報課) 684

那覇市土地開発基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則 (経営企画室) 687

那覇市土地開発基金管理規則を廃止する規則 (経営企画室) 688

条 例

那覇市条例第25号
平成19年 9 月 28 日

地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第6条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第26号

平成19年 9 月 28 日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 勤続期間<u>6月以上</u>で退職した職員(第5項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、<u>同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷又は任命権者がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者がその旨を任命権者に申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 勤続期間<u>12月以上</u>(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、<u>6月以上</u>)で退職した職員(第5項の規定に該当する者を除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、<u>特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷又は任命権者がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者がその旨を任命権者に申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、</u></p>

の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4～12 [略]

13 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) [略]

2 [略]

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4～12 [略]

13 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第14条第13項の改正規定及び付

則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第14条第1項及び第3項の規定は、新条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

那覇市条例第27号

平成19年 9 月 28 日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置及び担当事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、那覇市生涯学習推進協議会に諮問することができるものとする。</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(設置及び担当事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、那覇市生涯学習推進協議会及び<u>那覇市子ども政策審議会</u>に諮問することができるものとする。</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	[略]	
	那覇市保健センター建設委員会	[略]
	那覇市公共事業評価監視委員会	[略]
	[略]	
教育委員会	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会	那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の選定に関すること。
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	[略]	
	那覇市保健センター建設委員会	[略]
	那覇市こども政策審議会	こども政策に関すること。
	那覇市公共事業評価監視委員会	[略]
	[略]	
教育委員会	[略]	

那霸市条例第28号

平成19年 9 月 28 日

那霸市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市乳幼児医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 乳幼児 <u>6歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) その他の医療に関する法令の規定次に掲げる規定をいう。</p> <p><u>ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第21条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第12条</u></p> <p><u>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条並びに第56条第1項及び第4項</u></p> <p><u>ウ～エ [略]</u></p> <p>(5) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、<u>入院時食事療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。</u></p> <p>(6) 一部負担金 医療費のうち、医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定により助成対象者が負担すべき額をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 乳幼児 <u>6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</u></p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条及び第56条第1項</u></p> <p><u>イ～ウ [略]</u></p> <p>(5) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。</p> <p>(6) 一部負担金 医療費のうち、医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定により<u>次条の助成対象者が負担すべき額をいう。</u></p> <p><u>(7) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 健康保険法第63条第3項第1号に規</u></p>

<p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、<u>前条に定める助成対象者の対象乳幼児に係る医療費(対象乳幼児が3歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者である場合にあつては、入院に係る医療費に限る。)</u>につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。</p> <p>第5条～第11条 [略]</p>	<p><u>定する保険医療機関及び保険薬局</u> <u>イ その他市長が定める病院、診療所</u> <u>又は薬局</u> <u>(助成の制限)</u></p> <p>第4条 医療費の助成は、<u>前条に規定する助成対象者の前年の所得(1月から5月までの診療分に係る申請をする者については、前々年の所得をいう。)</u>が規則で定める額以上であるときは、<u>6月1日から翌年の5月末日までの間</u>は行わない。 <u>(助成の範囲)</u></p> <p>第5条 市長は、<u>第3条に規定する助成対象者の対象乳幼児に係る医療費(対象乳幼児が4歳に達する日の属する月の翌月1日以後の者である場合にあつては、入院に係る医療費に限る。)</u>につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成する。<u>ただし、3歳児(3歳に達する日の属する月の翌月1日から4歳に達する日の属する月の末日までの者)については、規則で定める額を控除した額を助成する。</u></p> <p>第6条～第12条 [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 	

付 則

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成19年12月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第29号

平成19年 9 月 28 日

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、特別療養費、<u>入院時食事療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の対象となる療養費又はその他の医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。</u></p> <p>(8) 一部負担金 母子家庭等に係る医療費のうち、医療保険各法又は<u>その他の医療に関する法令の規定により負担すべき額をいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親に委託されている者</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、特別療養費、<u>訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の対象となる療養費その他医療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。</u></p> <p>(8) 一部負担金 母子家庭等に係る医療費のうち、医療保険各法<u>その他医療に関する法令の規定により負担すべき額をいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者。<u>ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項の障害児を除く。</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法第27条第1項第3号の里親に委託されている者</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者に係る医療費</p>

<p>につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び附加給付等があるときは、その額を控除した額)から初診時一部負担金等として規則で定める額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない。</p>	<p>につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費及び附加給付等があるときは、その額を控除した額)から規則で定める額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 	

付 則

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の規定は、平成19年12月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那霸市条例第30号

平成19年 9 月 28 日

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例(1972年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第2項に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額を督促手数料として徴収する。</p> <p>4~5 [略]</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第20条第2項に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額を督促手数料として徴収する。</p> <p>4~5 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第2項に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額を督促手数料として徴収する。</p> <p>4~5 [略]</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により督促状を発した場合は、督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第20条第2項に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額を督促手数料として徴収する。</p> <p>4~5 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(開示義務)

第12条の2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～イ [略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等

(開示義務)

第12条の2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア～イ [略]

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当

の職、氏名及び当該職務遂行の内容 に係る部分 (5)～(7) [略] 2 [略]	該職務遂行の内容に係る部分 (5)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成19年 9 月 28 日

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例(平成7年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>(5) 金銭信託 金銭信託の元本の額</p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額</p> <p>(5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第45号

平成19年 9 月 28 日

那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、那覇市NPO活動支援センターの指定管理者の選定について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その

意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民文化部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第46号

平成19年 9 月 28 日

那覇市子ども政策審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市こども政策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市こども政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、本市のこども政策に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、正委員10人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第3項の規定による臨時委員を置く場合は、臨時委員を含むものとする。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係職員の出席)

第8条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こどもみらい部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第47号

平成19年 9 月 28 日

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資金前渡)</p> <p>第54条 令第161条第1項第15号及び第17号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>郵便振込みにより支払う経費</u></p> <p>(13)～(17) [略]</p> <p><u>第4章 郵便振替</u></p> <p>(納付の方法)</p> <p>第76条 <u>市の歳入は、特に納入場所を指定してあるもの及び納期限を経過して延滞金を加算され、又は滞納処分に着手されたものを除くほかは、郵便振替の口座へ払い込むことができる。</u></p> <p>(郵便振替の受入整理)</p> <p>第77条 <u>会計管理者は、郵便振替公金払込高通知書及び領収済みの証拠書類の送付を受けたときは、郵便振替整理簿により処理しなければならない。</u></p> <p>(郵便振替の引き出し)</p> <p>第78条 <u>会計管理者は、郵便振替の引き出しをしようとするときは、公金即時払受領書により指定金融機関をして所管の郵便局から現金を受領させなければならない。</u></p> <p>(取扱手数料)</p> <p>第79条 <u>会計管理者は、郵便振替の取扱手数料についての通知を受けたときは、会計別に区分し、主管の課長に支出の手続をさせなければならない。</u></p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p><u>第4章 削除</u></p> <p>第76条 <u>削除</u></p> <p>第77条 <u>削除</u></p> <p>第78条 <u>削除</u></p> <p>第79条 <u>削除</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部</p>	

- 分を削る。
- 2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとす。
 - 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市契約規則の一部改正)

第2条 那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第5条 前条に規定する有価証券等で、市長が徴する担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>郵便為替証書及び銀行又は市長が</u> 确实と認める金融機関の定期預金証書</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(契約保証金に代わる担保の評価)</p> <p>第6条 担保の評価は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>郵便為替証書及び銀行の定期預金</u> 証書 当該債権証書金額</p> <p>(6)～(7) [略]</p>	<p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 銀行又は市長が确实と認める金融機関の定期預金証書</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(契約保証金に代わる担保の評価)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 銀行の定期預金証書 当該債権証書金額</p> <p>(6)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(路程の計算)</p> <p>第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 陸路 <u>郵政省</u>の調に係る郵便線路</p>	<p>(路程の計算)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 陸路 <u>郵便事業株式会社</u>の調に係</p>

図に掲げる路程 2～5 [略]	る郵便線路図に掲げる路程 2～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

那覇市規則第48号

平成19年 9 月 28 日

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成5年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p>(用語の意義)</p> <p><u>第2条</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>診療報酬明細書</u> 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号。以下「省令」という。)で定める診療報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</p> <p>(2) <u>調剤報酬明細書</u> 省令で定める調剤報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</p> <p>(所得の限度額)</p> <p><u>第3条</u> 条例第4条に規定する規則で定める額は、<u>児童手当法施行令</u>(昭和46年政令第281号。以下「政令」という。)第1条の例により算出された所得の額(児童手当法(昭和46年法律第73号)第18条第1項に規定する被用者及び同法第17条第1項に規定する公務員にあつては、政令第11条の規定により読み替える政令第1条の例により算出した額)とする。</p> <p>(3歳児の控除額)</p> <p><u>第4条</u> 条例第5条に規定する規則で定める額は、<u>外来受診</u>について1人1月につき各保険医療機関等の作成する当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書(当</p>

(受給資格の認定申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、乳幼児医療費助成金受給資格認定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった者について、受給資格の認定をしたときは、乳幼児医療費助成金受給資格者証(第2号様式。以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

2 受給資格者証を破損し、又は亡失した者は、乳幼児医療費助成金受給資格者証再交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(助成金の支給申請)

第4条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、乳幼児医療費助成金支給申請書(第4号様式)によらなければならない。

第5条 [略]

該外来受診に係る調剤報酬明細書が作成されている場合は、その調剤報酬明細書に係る領収書と当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書とを合算するものとする。)ごとに、1,000円とする。

(受給資格の認定申請)

第5条 条例第6条第1項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、乳幼児医療費助成金受給資格認定申請書を市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった者について、受給資格の認定をしたときは、乳幼児医療費助成金受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

2 受給資格者証を破損し、又は亡失した者は、乳幼児医療費助成金受給資格者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 市長は、助成対象者の所得額が第3条の規定による額以上であり、条例第4条の規定の適用を受ける場合は、乳幼児医療費助成金受給資格停止通知書により、当該助成対象者に通知しなければならない。

4 市長は、乳幼児医療費助成金受給資格停止通知書により通知した後に、助成対象者の所得額が第3条の規定による額未満であり、条例第4条の規定の適用を受けない場合は、乳幼児医療費助成金受給資格停止解除通知書により、当該助成対象者に通知しなければならない。

(助成金の支給申請)

第7条 条例第8条第1項に規定する助成金の支給申請は、乳幼児医療費助成金支給申請書によらなければならない。

第8条 [略]

<p>(変更喪失届)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第8条に基づく届出は、乳幼児医療費助成金受給資格等変更・喪失届(第5号様式)に受給資格者証を添えて行わなければならない。</u></p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]</p>	<p>(変更喪失届)</p> <p><u>第9条</u> <u>条例第9条の規定による届出は、乳幼児医療費助成金受給資格等変更・喪失届に受給資格者証を添えて行わなければならない。</u></p> <p><u>第10条</u> [略] (様式)</p> <p><u>第11条</u> <u>この規則の規定による文書の様式は、市長が定める。</u></p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。 	

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

乳幼児医療費助成金受給資格認定申請書					
那覇市長 様				年 月 日	
			住所		
			申請者 (保護者) 氏名 印		
乳 幼 児 氏 名			生 年 月 日		性 別
			年 月 日生		男 ・ 女
保 護 者	氏 名				電話番号 (自 宅) —
	勤 務 先 名				(勤務先) —
加 入 者 医 療 保 険	被保険者氏名				
	記 号・番 号	記号			番 号 号
	保険者所在地				
	(電話番号) —				
保険者名称					

口座振込先	銀行・金庫 組合・農協			本店 支店
口座番号			フリガナ	
			名義人	

受給資格者証記号番号	記号	那乳	番号	—	(受給資格期間)
受付交付年月日	年 月 日				年 月 日から 年 月 日まで
備 考	・	・	・	()変更
	・	・	・	()変更
	・	・	・	()変更

[改正前 別記]
第2号様式

(表)

那覇市乳幼児医療費助成金受 給資格者証			
記号番号	那 乳		
乳 幼 児	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日生	
	住 所	那覇市	
受給資格者	氏 名		
	保険者名		
受給資格期間	自	年 月 日	至 年 月 日
年 月 日 那覇市長			

※裏面を必ずお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等で一部負担金の額の証明を受けるとき、助成金支給申請書を本市に提出するときに必要ですから大切に保管してください。
- 2 助成金支給申請書の提出は、診療を受けた月の翌月の初日より1年以内にしてください。
- 3 助成金額は、保険診療による自己負担金額です。
ただし、健康保険組合などにより支給される療養附加金や高額療養費がある場合は、それらを控除した額を助成します。
- 4 証明は、診療の翌月10日以降に受けてください。
(1か月分まとめて1枚に)
なお、病院からの領収書に ①受診者名 ②診療月又は診療日 ③保険対象の総点数又は総金額 ④領収金額(自己負担金) ⑤発行日 ⑥発行者名、及び発行者印があれば1か月分を添付することにより証明に代えることができます。
- 5 次の場合、本市への届出が必要です。
転出、死亡、生活保護受給の場合その他記載事項に変更が生じた場合

[改正前 別記]
第3号様式

乳幼児医療費助成金受給資格者証再交付申請書		
年 月 日		
那覇市長 様		
申請者 住 所 氏 名 印		
申 請 理 由 { 該当する項目の 番号を○でかこ んでください }	1 破 れ た 2 汚 れ た 3 な く し た	
受給資格者証番号		
乳 幼 児	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
注 受給資格者証をなくしたとき以外は、受給資格者証を添えてください。		

[改正前 別記]
第4号様式

申請者へ

※ ※ 医療機関の証明は、翌月の10日以降に受けてください。

		受付番号		
乳幼児医療費助成金支給申請書				
那覇市長		様		
年 月 日				
乳 幼 児	フリガナ			受給資格者証 記号番号
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
受 給 資 格 者 (保護者)	フリガナ			電話番号 (自 宅) — (勤務先) —
	氏 名	印		
	住 所			
加 入 医 療 保 険	保険者名			社保 1 国保 2 その他 3

医療機関の方へ

※ ※ 科目別に一月診察分をまとめて証明してください。

医療機関等の証明		1	2	3	4				
		医科	歯科	薬剤	その他				
診 療 年 月 日	年 月 分	医療保険対象の総点数及び本人一部負担金の額(ピン代、消費税等保険のきかない費用分は除いてください。)			3 入院				
	診 療 日 を 表 示 し て く だ さ い。	総 点 数	十 万	万	千	百	十	点	4 外来
		本人一部負担金の額						円	課・非課税区分 1 課税 2 非課税 3 課税(合算) 4 非課税(合算)
年 月 日		医療機関等の所在地・名称・開設者氏名			助成金算出基準額				
					円				
					付加金控除額				
					円				
					加 算 金				
					0 1				
					交 付 決 定 額				
					円				
備 考									

[改正前 別記]
第5号様式

乳幼児医療費助成金受給資格等変更・喪失届			年 月 日
那覇市長 様		届出人 住 所 氏 名 印	
次のとおり変更・喪失しましたので届けます。			
受給資格者証 記号番号	那乳	—	乳 幼 児 氏 名
			年 月 日
		新	旧
変 更 の 内 容	乳幼児	氏 名	
	受給資格者	住 所	
		氏 名	
	口 座 内 容	(フリガナ)	
		名 義 人	
		振 込 先	銀行・金庫 本店 組合・農協 支店
		口座番号	
	加 入 医 療 保 険	種 類	政 組 船 共 国 保
		記号番号	記号 番号 号
		保険者名	
喪 失	理 由	1 転出 2 生活保護開始 3 死亡 4 その他	
	喪 失 日	年 月 日	
備 考			

那霸市規則第49号

平成19年 9 月 28 日

那霸市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則(平成7年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(助成対象者である養育者)</p> <p>第6条 条例第3条第1項第4号に規定する規則で定める養育者は、養育者のうち、第2条又は第3条の規定に該当する者とする。</p> <p>(初診時一部負担金等の額)</p> <p>第8条 条例第4条に規定する規則で定める額は、次表の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">初診時一部負担金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外来受診</td> <td style="text-align: center;">1人1月につき、1診療機関ごとに 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入院</td> <td style="text-align: center;">市(区)町村 民税課税世帯 1日700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">" 非課税世帯 1日300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条 [略]</p>	区分	初診時一部負担金等	外来受診	1人1月につき、1診療機関ごとに 1,000円	入院	市(区)町村 民税課税世帯 1日700円		" 非課税世帯 1日300円	<p>(助成対象者である養育者)</p> <p>第6条 条例第3条第1項第4号に規定する規則で定める養育者は、養育者のうち、<u>養育者自身が第2条又は第3条の規定に該当する児童</u>とする。</p> <p>(診療報酬明細書等)</p> <p>第8条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>診療報酬明細書</u> 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号。以下「省令」という。)で定める診療報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法その他医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</p> <p>(2) <u>調剤報酬明細書</u> 省令で定める調剤報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法その他医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</p> <p>(控除額)</p> <p>第9条 条例第4条に規定する規則で定める額は、<u>外来受診について1人1月につき各保険医療機関等の作成する当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書(当該外来受診に係る調剤報酬明細書が作成されている場合は、その調剤報酬明細書に係る領収書と当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書とを合算するものとする。)</u>ごとに、1,000円とする。</p> <p>第10条 [略]</p>
区分	初診時一部負担金等								
外来受診	1人1月につき、1診療機関ごとに 1,000円								
入院	市(区)町村 民税課税世帯 1日700円								
	" 非課税世帯 1日300円								

(規則で定める特例)

第10条 条例第5条第2項に規定する規則に定める場合については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第12条第1項の規定を準用する。

(所得の範囲)

第11条 条例第5条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する所得の範囲については、施行令第3条第1項の規定を準用する。

(所得の額の計算方法)

第12条 条例第5条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する所得の額の計算方法については、施行令第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

(受給者証の交付申請)

第13条 条例第6条第1項の規定による申請は、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(第1号様式。以下「交付申請書兼受給者台帳」という。)に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、受給資格者と認定したときは、交付申請書兼受給者台帳に記載し、受給資格がないと決定したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書(第2号様式)により通知する。

4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給証(第3号様式)を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費支給

(規則で定める特例)

第11条 条例第5条第2項に規定する規則で定める場合については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第12条第1項の規定を準用する。

(所得の範囲)

第12条 条例第5条第3項の規定により同条第1項に規定する所得の範囲については、施行令第3条第1項の規定を準用する。

(所得の額の計算方法)

第13条 条例第5条第3項の規定により同条第1項に規定する所得の額の計算方法については、施行令第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

(受給者証の交付申請)

第14条 条例第6条第1項の規定による申請は、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(以下「交付申請書兼受給者台帳」という。)に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、受給資格者と認定したときは、交付申請書兼受給者台帳に記載し、受給資格がないと決定したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書により通知する。

4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給証を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては、那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書に

停止通知書(第4号様式)により通知する。

(受給者証の再交付)

第15条 受給者証の交付を受けている保護者は、受給者証を亡失又は汚損等したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出して受給者証の再交付を受けることができる。

(助成金の支給申請)

第16条 条例第9条の規定により医療費の助成金の支給を受けようとする保護者は、医療機関等に受給者証を提示し、一部負担金についての領収書(第6号様式)を受領の上、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

2 [略]

(助成金支給決定の通知)

第17条 市長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成金の支給を決定したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給台帳(第8号様式)に記載し、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給決定通知書(第9号様式)により保護者に通知するものとする。

(届出事項)

第18条 条例第10条第1項に規定する届出は、次に掲げる事由が生じたときに、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届(第10号様式)に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

2～3 [略]

(受給資格消滅の通知)

より通知する。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者証の交付を受けている保護者は、受給者証を亡失又は汚損等したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出して受給者証の再交付を受けることができる。

(助成金の支給申請)

第17条 条例第9条の規定により医療費の助成金の支給を受けようとする保護者は、医療機関等に受給者証を提示し、一部負担金についての領収書を受領の上、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 [略]

(助成金の支給決定)

第18条 市長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成金の支給を決定したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給台帳に記載し、口座振替払により支給する。この場合において、振込みの通知は、省略することができる。

(届出事項)

第19条 条例第10条第1項に規定する届出は、次に掲げる事由が生じたときに、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。

(1)～(5) [略]

2～3 [略]

(受給資格消滅の通知)

第19条 市長は、受給資格者が条例第3条第1項の要件に該当しなくなったと認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書(第11号様式)により、保護者に通知するものとする。

第20条 [略]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

[第5号様式 別記]

[第6号様式 別記]

[第7号様式 別記]

[第8号様式 別記]

[第9号様式 別記]

[第10号様式 別記]

[第11号様式 別記]

第20条 市長は、受給資格者が条例第3条第1項の要件に該当しなくなったと認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。

第21条 [略]

(様式)

第22条 この規則の規定による文書の様式は、市長が定める。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

[改正前 別記]
第2号様式

第 号
年 月 日

殿

那覇市長

那覇市母子及び父子家庭等医療費
受給者証交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者
証交付申請書については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知し
ます。

却下対象者 氏 名

理 由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60
日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。

[改正前 別記]
第3号様式

那覇市母子及び父子家庭等 医療費助成受給者証				
記 号 番 号				
保 護 者	氏 名			
	住 所			
受 給 資 格 者	番 号	氏 名	生 年 月 日	備 考
資格取得年月日	年 月 日			
有 効 期 限	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日交付 那覇市長				

[改正前 別記]
第4号様式

第 号
年 月 日

殿

那覇市長

那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書

年 月 日付けで申請のあった母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

支給停止の理由 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第5条第1項の規定による助成の制限(第 号該当)

受給者証記号番号

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。

[改正前 別記]
第5号様式

年 月 日

那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書

那覇市長 殿

住 所
保護者氏名 印

下記のとおり那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	
再交付申請理由	① 亡失 ② 汚損 ③ その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注意) 汚損した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

[改正前 別記]
第6号様式

領 収 書

¥ _____

ただし、 年 月分保険診療自己負担額(他法本人負担分 円及び入院時食事療養費に係る標準負担額含む。)

区分	保険診療総点数 及び総費用額	左のうち公費負担分 (結核予防法等)	保険種別給付 割合	診療科目
外来	点 円	点 円		1 内科 2 外科 3 その他
入院	点 円	点 円		4 歯科 5 調剤薬局
入院時食事療養費に係る標準負担額		600円 ×	日 =	円
		450円		
		300円		

年 月 日

保険医療機関等

所在地(住所)

名称(氏名)

[改正前 別記]
第7号様式

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書

年 月 日

那覇市長 殿

住 所 _____

保護者
氏 名 _____ 印

受給者記号番号 _____

電話番号 _____

下記のとおり医療費助成金を申請します。

加入 医療 保険	被保険者住所	那覇市					
	被保険者氏名		記号番号				
	保険者名称	電話 ()					
受給資格 者氏名	診 療 年 月 日	入 院・ 外 来	医 療 機 関 等 名	診 療 科 目	一 部 負 担 金	入 院 食 療 費	
					円	円	

※処理欄は、記入しないでください。

処 理 欄	保 險 診 療 一 部 負 担 額 A	入 院 時 食 事 療 養 費 B	初 診 時 一 部 負 担 金 等 C	附 加 給 付 金 D	高 額 養 費 E	支 給 額 A+B-(C+D+E)
	円	円	円	円	円	円

[改正前 別記]
第9号様式

第 号
年 月 日

殿

那覇市長

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市母子及び父子家庭等医療費助成金については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給年月日 年 月 日
- 3 支払方法

あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

指定金融機関名

口 座 番 号

- 4 受給者証記号番号

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。

[改正前 別記]
第10号様式

那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号			
変	新 氏 名 (旧 氏 名)	(TEL) ()	
	新 住 所 (旧 住 所)	(TEL) ()	
更	(新)金融機関	指定金融機関名	
		口 座 番 号	
の	(新) 加 入 医 療 保 険	保 険 の 種 類	
		被 保 険 者 氏 名	保護者との続柄
		保 険 証 記 号 番 号	保 険 者
		保 険 者 所 在 地	(TEL)
		附 加 給 付 金 の 有 無	有 ・ 無
合	新 勤 務 先 (所 在 地)	(TEL) ()	
	そ の 他 変 更 事 項		
	変 更 年 月 日	年 月 日	
消 滅 の 場 合	消 滅 事 由	1 他市町村に転出 転出先(TEL)	
		2 生活保護受給 3 死亡 4 母子及び父子家庭でなくなった。 具体的理由() 5 その他()	
	消 滅 年 月 日	年 月 日	
上記のとおり、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成事業の		申請事項が変更 受給資格が消滅	
したので届出します。			
年 月 日			
那覇市長 殿			
		住 所 _____	
		保 護 者 _____	
		氏 名 _____	

[改正前 別記]
第11号様式

第 号
年 月 日

殿

那覇市長

那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書

次のとおり、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅年月日 年 月 日
- 3 消滅事由
- 4 受給者証記号番号

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。

那霸市規則第50号

平成19年 9 月 28 日

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>第3条 次の各号に掲げる資産等については、当該各号に定める種類ごとに区分して資産等報告書及び資産等補充報告書を作成するものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第6号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている株券に限るものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 条例第2条第1項第6号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、<u>金銭信託</u>、株券及びその他</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>5 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第1号様式4及び第2号様式4の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1)～(2) [略]

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額	円
---------	---

(注) 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

[表 略]

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

[表 略]

7～10 [略]

[改正後 別記]

第1号様式

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金

(1)～(2) [略]

5 有価証券

[表 略]

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

[表 略]

6～9 [略]

[改正前 別記]

第2号様式

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1)～(2) [略]

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額	円
---------	---

(注) 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

[表 略]

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

[表 略]

7～10 [略]

[改正後 別記]

第2号様式

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金

(1)～(2) [略]

5 有価証券

[表 略]

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

[表 略]

6～9 [略]

那霸市規則第51号

平成19年 9 月 28 日

那霸市土地開発基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那霸市土地開発基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

那霸市土地開発基金条例を廃止する条例(平成19年那霸市条例第15号)の施行期日は、平成19年11月30日とする。

那覇市規則第52号

平成19年9月28日

那覇市土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発基金管理規則を廃止する規則

那覇市土地開発基金管理規則(昭和49年那覇市規則第56号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。